ENEOS nanaco 会員規約

第1条(目的)

ENEOS nanaco 会員規約(以下「本規約」といいます。)は、ENEOS 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「ENEOS nanaco (エネオスナナコ)システム」のサービス提供に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項を定めるものとします。

第2条(定義)

- (1) 「ENEOS nanaco」とは、ENEOS nanacoシステム利用の目的で、顧客に対して、当社および株式会社セブン・カードサービス(以下「7CE」といいます。)の判定基準に従い加盟店が発券し、顧客に貸与する非接触型の決済ツールをいいます。
- (2) 「ENEOS nanacoシステム」とは、当社、当社の特約店または販売店の顧客(以下総称して「顧客」といいます。)が、本規約に定める条項に従って入会手続きを行うことで、取扱店舗における ENEOS nanaco を用いた nanaco 電子マネーサービスの利用により、本規約所定の商品およびサービスの提供を受けられるシステムをいいます。
- (3) 「nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)」とは、7CE が発行する nanaco 電子マネー(以下「nanaco 電子マネー」といいます。)の利用条件について 7CE が規定するものをいいます。 nanaco 電子マネーサービスの会員(以下「nanaco 会員」といいます。)が nanaco カードを使用して nanaco 電子マネーを利用する場合、「nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)」および付帯関連するその他の規約(以下、7CE が nanaco 電子マネーの利用に関して定める規約を総称して、「7CE 各種規約」といいます。)が適用されます。
- (4) 「nanaco 電子マネーサービス」とは、nanaco 会員が nanaco を取り扱う加盟店 (第7号に定義する加盟店を含みます。) に対し、商品またはサービスの対価の全 部または一部の支払いにあたり、7CE 所定の方法により nanaco カードにチャージ された nanaco 電子マネーを利用することで、nanaco を取り扱う加盟店からこれ らの購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (5) 「nanaco ポイントサービス特約」とは、7CE 各種規約のうち、nanaco 会員が nanaco 電子マネーを利用すること等により、7CE の管理するポイントである 「nanaco ポイント」(以下「nanaco ポイント」といいます。) を付与され、nanaco 会員が当該 nanaco ポイントを利用することができるサービスに関して規定するものをいいます。

- (6) 「nanacoカード」とは、nanaco 会員が nanaco 電子マネーを管理・利用するため の記録媒体をいい、nanaco 電子マネーのサービスマーク (本規約末尾記載) の付された I Cチップ内蔵カードその他 7CE が認めた記録媒体をいい、ENEOS nanaco も含まれるものとします。
- (7) 「加盟店」とは、当社が承認した当社系列の SS を運営する特約店または販売店であって、当社が ENEOS nanaco の取扱いを承諾した者をいいます。
- (8) 「取扱店舗」とは、加盟店が運営する当社系列の店舗のうち、当社が ENEOS nanaco の取扱いを認めた店舗をいいます。
- (9) 「発券店」とは、顧客から ENEOS nanaco システムの入会申し込みを受け、当該顧客に ENEOS nanaco の発券を行った加盟店をいいます。

第3条(権利の帰属)

- 1. ENEOS nanaco システムに関する一切の知的財産権(知的財産権を受ける権利を含みます。) および所有権は当社または第三者に帰属します。
- 2. ENEOS nanaco に関する一切の知的財産権(知的財産権を受ける権利を含みます。) および所有権は当社に帰属します。

第4条 (ENEOS nanaco システムへの入会手続き)

- 1. ENEOS nanaco システムへの入会を希望する顧客は、本規約および 7CE 各種規約を承諾のうえ、取扱店舗を運営する加盟店より ENEOS nanaco の発券および貸与を受けた時点で、ENEOS nanaco 会員(以下「会員」といいます。)となります。なお、当社と会員との間の ENEOS nanaco システムに係る契約関係は、加盟店より会員が ENEOS nanaco の発券および貸与を受けた時点で成立するものとします。
- 2. 全ての ENEOS nanaco には nanaco カード機能が搭載されているため、前項に基づく ENEOS nanaco システムの申込み手続きは、nanaco 電子マネーサービスへの入会手続きを兼ねるものとします。 ENEOS nanaco の発券を受けた場合、当該顧客は、nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)に基づき nanaco カード機能および nanaco ポイントが利用可能となります。
- 3. ENEOS nanaco の発行は 2025 年 3 月 31 日をもって終了します。2025 年 4 月 1 日以降は、前二条に基づく、ENEOS nanaco システムへの入会はできません。

第5条(加盟店と取扱店舗)

- 1. 加盟店は、取扱店舗の店頭にて、会員向けに ENEOS nanaco が利用できる旨の適切な表示を行うものとし、会員は、取扱店舗において ENEOS nanaco システムを利用できるものとします。
- 2. 当社は、取扱店舗における ENEOS nanaco の取扱い中止を、その1ヶ月前までに 取扱店舗の店頭で告知することにより、いつでも実施することができるものとします。

第6条 (ENEOS nanaco の貸与等の禁止)

- 1. 会員は、ENEOS nanacoの発券を受けるために、ENEOS nanacoシステムへの入会申込時に当社所定の発行手数料を加盟店に支払うものとします。当社および加盟店は、理由の如何を問わず、会員から支払われた発行手数料を返却いたしません。
- 2. ENEOS nanaco システムへの入会申込手続きを行った会員本人以外は、当該会員の ために発券された ENEOS nanaco を使用することができません。会員は、本規約の 規定に従って ENEOS nanaco を使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって ENEOS nanaco を使用し、管理しなければなりません。
- 3. 会員は、ENEOS nanacoの所有権および占有権を第三者に移転すること(ENEOS nanacoの貸与、譲渡、担保提供および預託等の利用を含みますがこれらに限られません。)は一切できません。
- 4. 発券店が、その理由の如何を問わず加盟店でなくなった場合または「ENEOS nanaco 加盟店規約」から脱退した場合、当社は、当該発券店が発券した ENEOS nanaco の発券店を、当社の指定する他の加盟店とすることができます。

第7条 (ENEOS nanaco の有効期限)

- 1. 当社から会員に貸与された ENEOS nanaco は、会員が ENEOS nanaco システムを退会するか、または第11条第2項各号に定める事由により会員資格を喪失しない限り有効とします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、nanaco カード機能における nanaco 会員の退会事由および会員資格喪失事由は、nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)の定めが前項と併せて適用されます。
- 3. 会員は、会員が前項に基づき nanaco 会員を退会し、または会員資格を喪失した場合には、 nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)に基づき、nanaco 電子マネーサービスを利用できなくなることを予め承諾します。

第8条(年会費)

- 1. ENEOS nanaco システムの年会費は無料とします。
- 2. 当社が必要と認めたときは、当社は ENEOS nanaco システムの年会費を第18条 第1項の定めに従って改訂することができます。
- 3. 当社が会員に対して ENEOS nanaco システムの年会費を請求した場合、会員は、 当社所定の方法でこれを支払うものとします。
- 4. ENEOS nanacoシステムの年会費には、当社が別途会員に提供する付帯サービスであって、会員が別途利用を承諾した付帯サービスの年会費を含む場合があります。

第9条 (ENEOS nanaco の利用)

- 1. 会員は、取扱店舗において、別途当社が指定する方法で ENEOS nanaco を用いて nanaco 電子マネーサービスを利用することにより、商品およびサービスの購入に よって会員が加盟店に対して負う債務の支払いを加盟店に行うことができます。 ただし、商品またはサービスによっては、ENEOS nanaco を決済の手段として利用できない場合があることを、会員は予め承諾します。
- 2. 当社は、事前に加盟店に通知することにより、取扱店舗における ENEOS nanaco の提示によって会員が購入できる商品およびサービスの構成を、いつでも変更できるものとします。
- 3. 会員の ENEOS nanaco の利用方法が本規約の定めに違反した場合、または違反する おそれがあると当社および加盟店が判断した場合、当社および加盟店は当該会員 による ENEOS nanaco の利用を拒絶することができるものとします。
- 第10条(加盟店との紛議)会員が ENEOS nanaco を利用したことにより、購入した商品またはサービスに関する紛議が生じた場合は、その内容を問わず、すべて会員と加盟店との間で処理解決を図るものとします。

第11条(退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、当社所定の方法により、当社が運営する本規約末尾記載の nanaco お問合せセンターに対して退会の申し出を行い、当社所定の手続きを行うことで、 ENEOS nanaco システムを退会することができます。

- 2. 当社、加盟店または7CE は、会員が次の各号のいずれか一に該当する場合、および該当するおそれがあると当社、加盟店または7CE が判断した場合には、当該会員の会員資格を一時的に停止または喪失させることができます。
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 会員が本規約または 7CE 各種規約に違反したとき
 - (3) 会員が、7CEから会員資格の停止または喪失の通知を受け取ったとき
 - (4) 会員の信用状態の重大な変化が生じた場合
 - (5) ENEOS nanacoの利用状況が適当でないと当社または 7CE が判断したとき
 - (6) 会員本人ではない第三者が、当該会員の名義で ENEOS nanaco を利用している可能性があると当社または 7CE が判断したとき
- 3. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、当社および 7CE は、当該会員に貸与した ENEOS nanaco を無効化し、加盟店は当該会員による ENEOS nanaco システムの利用を拒絶できるものとします。
- 4. 会員が第2項各号の事由に該当し、当社が直接または加盟店を通じて会員に ENEOS nanaco の返還を求めたときは、会員は直ちに所定の方法で ENEOS nanaco を返還するものとします
- 5. 第2項各号に定める会員資格の一時停止または喪失により、会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社、加盟店および7CEは、一切責任を負いません。

第12条 (ENEOS nanacoの紛失、盗難等)

- 1. 会員は、ENEOS nanaco の紛失または盗難が発生した場合、または会員が第三者に 自己の ENEOS nanaco が使用されていると思慮する場合は、速やかに nanaco お 問合せセンターに連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届けるも のとします。
- 2. ENEOS nanaco の紛失、盗難または他人による不正使用により当該 ENEOS nanaco について発生した nanaco 電子マネーおよび nanaco ポイントの損失につき、その 理由の如何を問わず、当社は補償その他特段の対応を一切実施いたしません。
- 3. 前二項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当したことにより会員に損害、損失その他の費用が発生した場合、その全てを当該会員が負担するものとします。
 - (1) 会員の家族、同居人、留守人、従業員その他会員の関係者によって ENEOS nanaco が使用された場合

(2) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差入れしたことにより、会員以外の第三者に

ENEOS nanaco が使用された場合

- (3) 会員が当社、加盟店および 7CE が要求する書類を期限までに提出しなかった場合
- (4) その他、会員が当社、加盟店または 7CE の指示に従わなかった場合

第13条 (ENEOS nanacoの使用停止措置、nanacoカードの再発券)

- 1. 会員は、破損・汚損・紛失・盗難等の事由により、当社から貸与された ENEOS nanaco について、nanaco 電子マネーサービスの使用停止の措置を希望する場合、 当該 ENEOS nanaco について、7CE が別途定める手続きにより、7CE に使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます。)を依頼するものとします。
- 2. 前項の場合、会員は、7CE または当社に対して当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 3. 会員は、破損・汚損・紛失・盗難等の事由により、ENEOS nanaco の再発券を希望する場合、7CE 所定の手続きにより加盟店に対して nanaco カードの再発券を申し込むものとし、当該申し込みを受けた加盟店は新たな nanaco カードを当該会員に発券および貸与するものとします。なお、再発券に係る発券手数料は、会員の負担とします。
- 4. 会員は、7CE 所定の方法により、使用停止措置がとられた当該会員の nanaco カードの再発券を受けた旨および使用停止措置がとられた ENEOS nanaco からの残高の 引継を依頼する旨の通知を 7CE に行うことができます。この場合、7CE によって ENEOS nanaco の使用停止措置が完了した時点の ENEOS nanaco 内残高およびセンター預かり残高が、再発券された nanaco カードに、7CE 所定の期間経過後に引き継がれるものとします。ただし、7CE により、7CE 所定の方法にて会員の本人確認が完了している場合に限ります。なお、当該引継ぎに手数料が発生する場合、会員の負担とし、引継手続き中に当該 ENEOS nanaco 内の残高またはセンター預かり高を第三者に使用された場合、その他なんらかの損害が会員に生じた場合でも、7CE および当社は一切の責任を負いません。
- 5. 会員は、第1項または第2項に基づく会員または当社による ENEOS nanacoの使用停止措置の依頼後、7CE による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを予め了承するものとします。また、第三者から ENEOS nanaco を拾得した旨の届け出があった場合についても同様とします。なお、いずれの場合も、使用停止

措置が完了する前に、ENEOS nanaco 内の残高またはセンター預かり高を第三者に使用された場合、その他なんらかの損害が会員に生じた場合でも、7CE および当社は一切の責任を負いません。

6. 本条の定めが nanaco カード会員規約(提携先発行カード用)の定めと抵触する場合は、本条の定めが優先するものとします。

第14条 (届出事項の変更)

- 1. 会員は、ENEOS nanacoシステムへの入会手続きの際に届け出た氏名、住所、電話番号、および電子メールアドレス等の記載事項について変更があった場合には、 遅滞なくその旨を nanaco お問合せセンターに届け出なければなりません。
- 2. 前項の届出がないため、当社または加盟店からの通知、送付書類その他のものが 延着または不着だった場合であっても、通常到着すべき時点に会員に到着したも のとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについてやむを 得ない事情があると当社および加盟店が認めた場合は、この限りではありませ ん。

第15条(会員情報とその利用)

- 1. 会員は、当社、加盟店および 7CE との間において会員に関する情報および会員による ENEOS nanaco の利用状況等の情報提供が、7CE 各種規約の定めに従い取り扱われることを予め承認するものとします。
- 2. 前項に定めるほか、会員は、ENEOS nanaco システムへの入会手続きの際に開示した会員情報を含む本規約に基づき当社が取得する会員にかかわる一切の情報(以下「会員情報」といいます。)の所有権を当社が保有し、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」において定める利用目的に基づき、必要な保護措置を行ったうえで会員情報を収集・利用することにつき、予め異議なく同意します。
- 第16条(合意管轄裁判所)会員と当社、加盟店または7CEとの間の訴訟が生じた場合、当 社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所また地方裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とします。
- 第17条(準拠法)会員と当社、7CEおよび加盟店との間の一切の契約関係には、全て日本 法が準拠法として適用されるものとします。

第18条(会員規約およびその改定) 1. 本規約は、会員と当社、7CE および加盟店との間の ENEOS nanacoシステムの利用に係る一切の契約関係に適用されます。当社または7CE は、社会情勢や経済状況の変動、法令の改廃、当社および7CE の組織運営体制や事業内容の変更、当社および7CE が共同してまたは独自に開発する新たな決済ツールとの連動その他の事由により必要と認めたときは、会員に予め改定内容および改定日をインターネットその他の方法により周知することにより、これを改定することができるものとします。

- 2. 会員は、前項の改定について承認できない場合には、前項に定める当社または 7CE の通知後 1ヶ月以内に書面にて当社に通知したうえで、ENEOS nanaco システムを退会できるものとします。
- 3. 本規約の最新版は、当社 Web サイト上 <https://www.eneos.co.jp/consumer/ss/card/electronic_money/nanaco.html> に掲載いたします。

第 19 条 (ENEOS nanaco システムの中断または終了)

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、ENEOS nanacoシステムの提供を一時的に中断することがあります。この場合、当社および加盟店は、ENEOS nanacoシステムの中断に伴って会員に生じる損害、損失その他の費用の賠償または補償を免れるものとします。
 - (1) ENEOS nanacoシステム用設備の保守または工事が発生した場合
 - (2) ENEOS nanacoシステム用設備に障害が発生した場合
 - (3) ENEOS nanacoシステムが利用する第三者により提供される各種サービスの利用が不能になった場合
 - (4) その他、運用上または技術上サービスの一時的中断が必要であると当社または 7 CE が判断した場合
- 2. 当社は、前項に基づく中断の解消ができないと判断した場合は、会員に事前に当 社所定の方法で周知することにより、ENEOS nanaco システムの提供を終了するこ とができます。この場合、当社および加盟店は、会員に対して ENEOS nanaco シス テムの終了に伴い生じる損害、損失その他の費用の賠償または補償を免れるもの とします。

第20条(免責事項)

- 1. 会員が第6条第2項に基づき、ENEOS nanacoを善良なる管理者の注意をもって使用および管理していたにもかかわらず、ENEOS nanacoに装備されたICチップ等の破損、ICチップ等への磁気的影響またはその他会員の責に帰すことのできない事由により、ENEOS nanacoシステム、ENEOS nanacoに付帯する nanacoカード機能および会員がENEOS nanacoに個別に設定したQUICPay機能の利用ができない場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 2. 前項の場合、会員は所定の手続きによって利用不能となった ENEOS nanaco を加盟 店を通じて nanaco お問合せセンターに返還することにより、新品の nanaco カードに交換することを請求できます。その場合、当該返還対象の ENEOS nanaco に チャージされていた nanaco 電子マネーの残額および nanaco ポイントの取扱いに ついては、7CE 各種規約の定めに準じるものとします。

nanaco 電子マネーのサービスマーク



寸法は実物大ではない。

附則

2025 年 4 月 1 日 制定·施行

nanaco お問合せセンター

TEL:0570-071-555 (ナビダイヤル) または0422-71-2266

受付時間:9時~21時(年中無休)